

久喜市議会
平成29年6月定例会議案

議 案 目 録

議案第 4 1 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 4 2 号	専決処分の承認を求めることについて	1 2
議案第 4 3 号	専決処分の承認を求めることについて	1 6
議案第 4 4 号	平成 2 9 年度久喜市一般会計補正予算（第 1 号） について	1 9
議案第 4 5 号	久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例	2 0
議案第 4 6 号	久喜市中小企業・小規模企業振興会議条例	2 1
議案第 4 7 号	財産の取得について	2 3
議案第 4 8 号	路線の廃止について	2 4
報告第 1 号	継続費逡次繰越額の報告について	2 5
報告第 2 号	繰越明許費繰越額の報告について	2 7
報告第 3 号	事故繰越し繰越額の報告について	2 9
報告第 4 号	繰越明許費繰越額の報告について	3 1
報告第 5 号	繰越明許費繰越額の報告について	3 3
報告第 6 号	建設改良費の繰越額の報告について	3 5
報告第 7 号	継続費逡次繰越額の報告について	3 7
報告第 8 号	専決処分の報告について	3 9

議案第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)等の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市税条例等を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市税条例等の一部を改正する条例(別紙)

平成29年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

久喜市税条例等の一部を改正する条例

(久喜市税条例の一部改正)

第1条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「によ

り」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)」に、「(当該修正申告書」を「(当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにおいて、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

第63条の2の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。))には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過

する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の2項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24

項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な

な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該)」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において)」を「特例適用配当等申告書(」に、「ものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「条約適用配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成29年久喜市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中市税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成26年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の2第18項を同条第16項とし、同項の次に2項を加える改正規定(同条第18項に係る部分に限る。)は、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日から、第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを市税条例第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(市税条例第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

議案第42号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市都市計画税条例を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

平成29年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則中第22項を第23項とし、第17項から第21項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第16項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第10項から第14項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とする。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4項を附則第3項とし、同項の次に2項を加える改正規定(附則第5項に係る部分に限る。)は、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の久喜市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

平成29年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

平成 2 9 年度久喜市一般会計補正予算（第 1 号）について

平成29年度久喜市一般会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第45号

久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第6号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

人事院規則の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第46号

久喜市中小企業・小規模企業振興会議条例

(設置)

第1条 久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例(平成29年久喜市条例第10号)第10条第1項の規定に基づき、久喜市中小企業・小規模企業振興会議(以下「振興会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 振興会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、中小企業・小規模企業の振興施策に係る事項について審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) その他中小企業・小規模企業の振興に関することについて審議し、市に提言すること。

(組織)

第3条 振興会議は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 商工業関係団体を代表する者
- (4) 市内の金融機関を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第3号及び第4号に掲げる委員は、その職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第6条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱

後の最初の会議は、市長が招集する。

2 振興会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 振興会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、振興会議の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 振興会議の庶務は、環境経済部商工観光課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表中「(仮称)久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会」を「久喜市中小企業・小規模企業振興会議」に改める。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

本市経済をけん引する重要な役割を担う中小企業・小規模企業の振興を図るため、久喜市中小企業・小規模企業振興会議を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第47号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類 | CD-I型消防ポンプ自動車 |
| 2 | 数量 | 3台 |
| 3 | 取得金額 | 53,751,600円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市南区辻4丁目18番10号
埼玉消防機械株式会社中央支店
支店長 保 泉 和 男 |

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

消防団消防ポンプ自動車を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第48号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜6047号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

市道としての機能が失われるため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第1号

継続費通次繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、平成28年度久喜市一般会計予算継続費の通次繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成28年度久喜市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成28年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	繰 越 金	左 の 財 源 内 訳		
				予算計上額	前年度通次 繰 越 額	計					特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
9 消 防 費	1 消 防 費	防災行政無線デジタル化更新事業	円 1,345,348,000	円 52,216,000	円 0	円 52,216,000	円 45,838,208	円 6,377,792	円 6,377,792	円 77,792	円 0	円 6,300,000	円 0
10 教 育 費	2 小 学 校 費	青葉小学校プール改築事業	円 329,696,000	円 193,794,000	円 0	円 193,794,000	円 143,448,880	円 50,345,120	円 50,345,120	円 14,007,120	円 3,338,000	円 33,000,000	円 0

報告第2号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成28年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成28年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	旧理科大校舎等改修事業	5,753,000	5,691,600	0	0	0	0	5,691,600
	3 戸籍住民基本台帳	通知カード・個人番号カード交付事業	11,742,000	11,742,000	0	11,742,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業	405,841,000	405,841,000	0	405,841,000	0	0	0
		高齢者施設等防犯対策補助事業	2,562,000	2,439,000	0	2,439,000	0	0	0
4 衛生費	3 清掃費	ごみ処理施設整備推進事業	14,192,000	14,104,560	0	0	0	0	14,104,560
7 商工費	1 商工費	市営釣場撤去事業	37,391,000	24,052,000	0	0	0	0	24,052,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路補修事業	29,808,000	29,808,000	0	0	0	0	29,808,000
		道路新設改良事業	98,356,000	40,456,000	0	0	34,500,000	0	5,956,000
		市道久喜7号線道路改良事業	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
		東鷲宮駅西口停車場線延伸整備事業	48,040,000	48,040,000	0	48,040,000	0	0	0
		市道久喜211号線道路改良事業	36,295,000	35,287,000	0	0	31,700,000	0	3,587,000
		西堀・北中曾根線道路改良事業	112,088,000	64,832,000	0	21,422,500	39,000,000	0	4,409,500
		橋りょう長寿命化修繕事業	145,712,000	101,352,000	0	48,091,000	47,900,000	0	5,361,000
	4 都市計画費	都市計画基礎調査事業	4,759,000	4,408,560	0	0	0	0	4,408,560
		栗橋駅自由通路管理事業	4,050,000	2,808,000	0	0	0	0	2,808,000
		東鷲宮駅周辺整備事業	23,207,000	12,011,060	4,698,060	2,000,000	3,500,000	0	1,813,000
		東停車場線整備事業	25,081,000	18,665,000	0	4,895,000	11,900,000	0	1,870,000
		佐間・八甫線整備事業	16,970,000	16,818,912	0	0	15,200,000	0	1,618,912

報告第3号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成28年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成28年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
8 土木費	4 都市計画費	液状化対策推進事業 【繰越明許費分】	2,748,412,880	709,548,080	2,038,864,800	0	2,038,864,800	0	0	0	0	2,038,864,800	幹線道路内において、想定以上にズリ層が厚く確認され、有孔管及び締切り矢板の施工にあたり支障となるズリ砕石を他の土に入れ替える作業が必要となり、不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難になったため。
		佐間・八甫線整備事業 【繰越明許費分】	22,970,000	5,640,000	17,330,000	0	17,330,000	0	16,332,000	800,000	0	198,000	道路拡幅のため、店舗併用住宅を曳家工法により移転し、別棟の倉庫を構外に再築する計画を進めていたが、計画に大幅な変更が生じたことにより、不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難になったため。

報告第4号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成28年度久喜市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成28年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
					円	円	円	円	円	円
1 下水道事業費	1 下水道事業費	下水道管布設事業	21,630,000	21,630,000	0	0	20,500,000	0	1,130,000	
2 下水道維持管理費	1 下水道維持管理費	下水道管布設替事業	60,020,000	60,020,000	0	0	56,900,000	0	3,120,000	

報告第5号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成28年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成28年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2維持管理費	1維持管理費	農業集落排水維持管理事業	円 115,934,000	円 115,934,000	円 0	円 44,700,000	円 67,600,000	円 0	円 3,634,000

報告第6号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、平成28年度久喜市水道事業会計予算建設改良費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成28年度久喜市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						損益勘定 留保資金			
			円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	1,483,327,000	1,304,383,141	46,500,000	46,500,000	132,443,859	0	関連工事である道路改良工事の工期延長に伴い工期を延長するため等

報告第7号

継続費通次繰越額の報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により、平成28年度久喜市水道事業会計予算継続費の通次繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成28年度久喜市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成28年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰 越 額	翌年度繰越額に係る財 源内訳	
				予算計上額	前年度繰越 額	計				損 益 勘 定 留 保 資 金	翌年度繰越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額
1	資本的支出	1	建設改良費	吉羽・本町浄水場受変 電設備及び配水設備更 新工事	円	円	円	円	円	円	円
				1,198,800,000	647,352,000	0	647,352,000	561,816,000	85,536,000	85,536,000	85,536,000

報告第8号

専決処分の報告について

青葉小学校プール改築(建築)工事の請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成29年6月5日提出

久喜市長 田 中 暄 二

専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- | | |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 青葉小学校プール改築(建築)工事 |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 186,181,200円 |
| 3 今回変更による増額 | 529,200円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県久喜市南4丁目3番4号
株式会社高橋組久喜支店
久喜支店長 樋 口 芳 宏 |

平成29年5月9日

久喜市長 田 中 暄 二